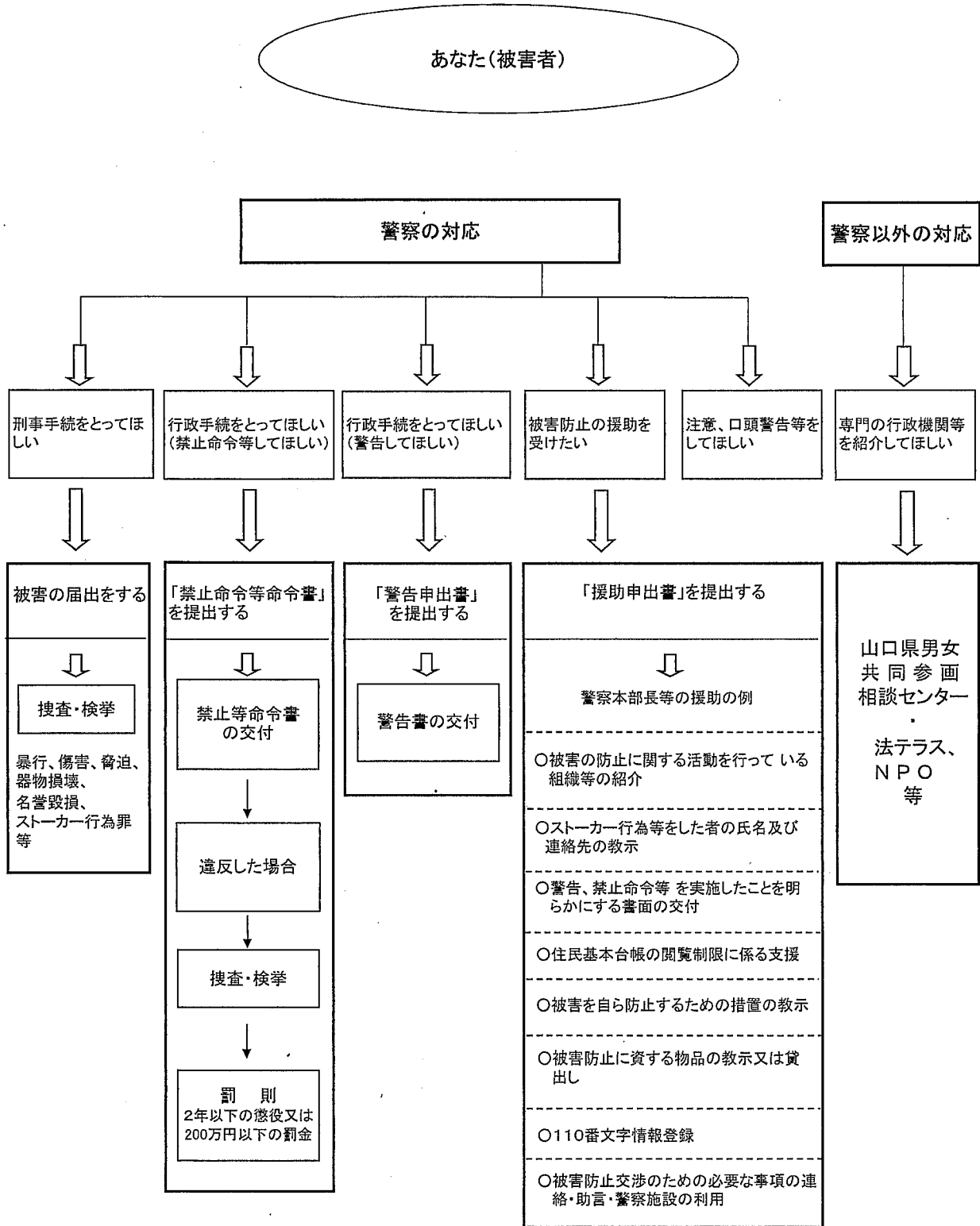


ストーカー対策の流れ



あなた(被害者)

警察の対応

警察以外の対応

刑事手続をとってほしい

行政手続をとってほしい
(禁止命令等してほしい)

行政手続をとってほしい
(警告してほしい)

被害防止の援助を受けたい

注意、口頭警告等してほしい

専門の行政機関等を紹介してほしい

被害の届出をする

捜査・検挙

暴行、傷害、脅迫、器物損壊、名誉毀損、ストーカー行為罪等

「禁止命令等命令書」を提出する

禁止等命令書の交付

違反した場合

捜査・検挙

罰則

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

「警告申出書」を提出する

警告書の交付

「援助申出書」を提出する

警察本部長等の援助の例

- 被害の防止に関する活動を行っている組織等の紹介
- ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示
- 警告、禁止命令等を実施したことを明らかにする書面の交付
- 住民基本台帳の閲覧制限に係る支援
- 被害を自ら防止するための措置の教示
- 被害防止に資する物品の教示又は貸出し
- 110番文字情報登録
- 被害防止交渉のための必要な事項の連絡・助言・警察施設の利用

山口県男女共同参画相談センター
法テラス、NPO等